

岩手県監査委員告示第2号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第41号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年1月13日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1(1) 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局学校教育室

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月8日

イ 本監査実施日 平成28年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であつたにもかかわらず、改善が認められなかつたものであり、組織的な改善努力を怠つたことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	旅費の支給に当たっては、事前に事業担当者と支出担当者が情報共有を図るとともに、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年7月26日

イ 本監査実施日 平成28年8月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成28年10月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託契約の実施に当たり、完了確認の方法及び時期等が不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	委託契約の実施に当たっては、業務完了後速やかに完了確認を実施するとともに、事業完了確認を徹底することにより、再発防止に努めることとした。
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	物品の管理については、平成28年11月9日に備品管理一覧表を整理した。 今後は、備品管理一覧表と現況との照合を徹底することにより、再発防止に努めることとした。